

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

11

No.245 | Nov. 2021

オフィスレポート

青森  
事務所

特集

## 年内に 済ませたい 税務のこと

〈社長の履歴書〉株式会社Global Assist 井関大介氏  
〈相続のあれこれ〉「贈与したつもり預金」とならないために  
〈生産性向上術〉電子帳簿保存法セミナー



コーポレート  
サイトで  
PDFファイルが  
閲覧できます

法人税務

個人税務

特集

# 年内に済ませたい 税務のこと

計画的な  
税務対策を!

早いもので今年も11月です。年末がもうすぐそこまで来ています。税務に関しては、期限が「年内」ということがよくあります。計画的な税務対策をするなら、今のうちにやるべきことを明確にして、準備を進めておく必要があります。そこで今回は、年内に確認しておきたい税務対策をご紹介します。



法人ソリューショングループ  
シニアマネージャー 兼  
広島事務所 所長  
税理士  
根本 久雄



新宿エリア  
シニアパートナー  
相続・資産承継部  
税理士  
鈴木 淳

## 法人税務 ① グループ通算制度への対応

令和2年度税制改正により、連結納税制度について企業の事務負担の軽減などの観点から簡素化の見直しが行われ、グループ通算制度へ移行することになりました(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

グループ通算制度の計算イメージ



ここに  
注意!

令和4年4月1日より適用を受けようとする場合には、  
令和3年12月31日までに承認申請書を提出する必要があります。

## 法人税務 ② 株式移動の検討

事業承継対策の重要項目に未上場株式の移動があげられます。株式の評価方法の1つに類似業種比準価額があります。この価額算定で使用する業種目別株価などは、国税庁が公表するものであり、年を越すことによって使用する金額が異なってきます(下記計算式の赤字部分)。

$$\text{類似業種株価} \times \frac{\text{評価会社の1株当たり配当} + \text{類似業種の1株当たり配当} + \text{評価会社の1株当たり利益} + \text{類似業種の1株当たり利益} + \text{評価会社の1株当たり純資産} + \text{類似業種の1株当たり純資産}}{3} \times \text{斟酌率}$$

ここに  
注意!

株式移動が「年内」か「年明け」かの違いによって、  
株価が大きく変動する可能性があるため、令和3年12月31日までに  
株式移動を実施すべきか否かを検討したいところです。

### 法人税務 ③ 法令改正への対応

法令改正などにより、対応が求められるものがあります。代表的なものをご紹介します。

#### 電子帳簿保存法



令和4年1月から電子取引に係る電磁的記録の義務化

メールやWebで受領した領収書・請求書(電子取引)は、電子帳簿保存法に対応した電子保存が義務化されますので、そのための対応が必須となります。

→ 本誌No.244 10月号「特集」参照

#### インボイス制度



登録申請が令和3年10月からスタート

インボイス制度導入後に「適格請求書」を発行するためには、適格請求書発行者の登録が必要となります。期限は令和5年3月31日ですので急ぐ必要はありませんが、早めの対応を心がけてください。

→ 本誌No.244 10月号「税金のはなし」参照

### 個人税務 ① 生前贈与で相続対策

非課税枠となる110万円以内の暦年贈与だけでなく、110万円を超える生前贈与を検討してみたいかがでしょうか。相続税の限界税率が30%<sup>※1</sup>以上となる場合などは、贈与税で払うことによって、より計画的な税務対策が実現します。

#### 特例贈与<sup>※2</sup>の税額

	特例贈与税	贈与税実効税率 (限界税率 <sup>※3</sup> )
500万円の贈与の場合	48.5万円	9.7% (15%)
1,000万円の贈与の場合	177万円	17.7% (30%)

比較  
↔

相続税  
限界税率

※1 相続税の限界税率30%は、配偶者無し・子供二人で、遺産総額約1.4億円から2.4億円のケース  
 ※2 祖父母・父母などの直系尊属から1月1日現在で20歳以上の子・孫などへの贈与  
 ※3 限界税率は累進税率で一番高い部分の税率

ここに  
注意!

相続税と贈与税の一体化についての検討が行われており、今後の税制改正の動向には注意が必要です。

### 個人税務 ② 確定申告

令和3年分の所得税確定申告書の提出期間は令和4年2月16日(水)～3月15日(火)です。できることは、しっかりと年内に済ませましょう。

#### ① 医療費の支払いを済ませる

医療費が1年間で10万円を超えると、医療費控除となり所得税が抑えられます。もし、大きな金額のかかる歯の治療など、「いつ治療しようかな」と迷っているものがあれば、年内にやってしまうのはいいかもかもしれません。



#### ② ふるさと納税を検討する

ふるさと納税による寄付金控除は、1月1日から12月31日までの1年単位で取り扱われます。今年の所得に対する寄付金控除を受けるためには、年内にふるさと納税の寄付を完了しておく必要があります。

なお、ふるさと納税をすることで税金が実際に還付される訳ではなく、一定の限度額計算により本来支払うはずだった所得税・住民税が減額されます。また、限度額を超えたふるさと納税は、純粋な寄付となります。



#### ③ 株に関して



含み損がある他の株式を譲渡(損出し)して利益と損失を相殺する「損益通算」を検討してみましょう。もちろん、これから上がる株であれば、損出しをした上で、改めて買い戻すことを検討してもいいかもしれません。

含み益がある他の株式を譲渡(益出し)して利益と損失を相殺する「損益通算」や、譲渡損失を翌年以降の3年間にわたり繰り越すことができる「繰越控除」を検討してみましょう。

ご不明な点は辻・本郷 税理士法人の担当者にご相談ください!



# 社長の履歴書

20

President's Resume



ICTの活用で

生徒一人ひとりに

向き合う教育を実現。

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、全国に学習塾を展開している

株式会社Global Assistの代表取締役社長 井関大介さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。



ベスト個別学院



Global Assist

株式会社Global Assist  
代表取締役社長

井関大介氏

## 家計にやさしい 個別指導塾

個別指導に特化した学習塾「ベスト個別学院」を運営する株式会社 Global Assist。代表取締役社長を務めるのは井関大介さん。2009年の起業以来順調に業績を伸ばしており、現在、全国に108教室を展開し生徒数は合計6,000人を超えています(2021年9月現在)。生徒一人ひとりの理解度に合わせた学習を行う個別指導でありながら、家計にやさしい料金設定を実現しています。その秘密はICT活用にあります。

## 事務業務を ICTにより自動化

同社では自社システムを構築し、「問合せ」「入会」「請求」など経営に関することから、「受講管理」「成績管理」「コマ管理」「スケジュール管理」などの塾業務まで、ほとんどの業務をシステムで管理しています。よく「塾講師の業務はハードだ」と言われますが、実は業務全体のうち約8割を占めるのが事務業務になります。この事務業務をシステムにより自動化することで、労働環境を大きく改善し、同時に大幅なコスト削減を実現したのです。



また、ICTの活用は指導品質の向上にも貢献しています。「ベスト個別学院」の授業では、生徒はiPadを使用し、学習アプリで問題を解いています。生徒の学習の進捗状況はiPadを通じてサーバーで管理され、不得意な問題や学習時間などがひと目でわかる仕組みになっています。これまでは講師が生徒の成績表を1枚ずつチェックする必要がありましたが、この手間から解放され、生徒一人ひとりの進捗状況にあわせた的確な指導を効率的に行えるようになりました。

## 時間を生徒と話すために 使いたい

ICTの活用による業務の効率化は、講師に新たな時間をもたらしました。そして、講師は質問を受けたり、あるいは悩みごとの相談に乗ったり、生徒とじっくり話す

時間を持てるようになりました。ICTの活用は、コスト削減や指導品質の向上だけでなく、塾に通う生徒のためにも大きな意味を持っています。

「コロナ禍となり、子供たちはストレスフルな暮らしを送っています。修学旅行がなくなり部活も満足にできない。楽しみにしていたことが、どんどん失われているのです。今、私たち大人がすべきことは、子供たちの声を聞き、自己表現できる環境をつくり、豊かな創造性を育むことです。私たちの学習塾がそのための一助となればと考えています」



## BIOGRAPHY

秋田大学教育学部卒業

・2009年

株式会社Global Assist設立

## 株式会社Global Assist

全国に小学生・中学生・高校生向けの個別指導塾「ベスト個別学院」を展開。学習効果が高まる少人数体制を採用。熱意ある塾講師が保護者・生徒と定期的な面談を行い、生徒の個性をしっかりと理解して、一人ひとりに最適なカリキュラムを提供している。

<https://best-kobetsu.co.jp/>  
(仙台オフィス)宮城県仙台市青葉区本町  
2-3-10 仙台北町ビル3F  
TEL.0120-545-067



# 労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[ 社会保険労務士 鈴木 裕貴 ]

## 改正公益通報者保護法

改正公益通報者保護法は公布日(令和2年6月12日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(未施行)。

### 1. 公益通報者保護法とは

企業不祥事は労働者の内部告発をきっかけに明らかになることも少なくありません。このような行為は、企業の法令遵守を高め、また、公益に資するところが大きいので、正当な行為として保護されるべきものです。そこで、公益通報者保護法は労働者である通報者の保護を定めています。

同法で保護されるのは「公益通報」です。公益通報とは、①通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を、②不正の目的でなく通報することです。②については、通報先に応じて要件が定められており、企業内部、所轄行政機関、報道機関の順にその要件が厳しくなります。たとえば、通報先が所轄行政機関であるときは、通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がなければなりません。

### 2. 改正公益通報者保護法

改正公益通報者保護法は、次の3つを柱とします。第1に、企業自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすくすること、第2に、行政機関等への通報を行いやすくすること、第3に、通報者がより保護されやすくすることです。

紙幅の関係上、上記の具体的内容すべてを記載できませんが、たとえば、第2の点では、通報先が所轄行政機関であるとき、信ずるに足りる相当の理由がある場合の通報に加え、氏名等を記載した書面を提出する場合の通報も認められることになりました(改正法3条2号)。

今般の改正法では、企業における業務フローの見直しや再点検が必要となる項目が数多く設けられています。施行まで1年あまりの期間はありますが、早期に体制整備に着手することが望ましいものと考えます。



今月のテーマ

奥さんはどのくらい相続したらいいの？

## 相続税の

## 【一次・二次シミュレーション】



今回ご紹介の動画では、相続の遺産分割について、一次相続と二次相続のトータルの相続税額がどうなるかという視点で、具体例を用いお話しています。

一次相続と二次相続の相続税計算をする上での違いとして、①二次相続では配偶者の税額軽減『配偶者の相続した遺産の額が法定相続分が1億6千万円のいずれか大きい額までは相続税が課税されない』が使用できない。

②二次相続では相続人数が減るため基礎控除や生命保険金、死亡退職金の非課税枠が少なくなる。

③二次相続では相続人数が減るため相続人1人当たりの相続税の額が多くなり、相続税額が大きくなる。

以上の理由により、一次相続の際に相続税額が少なくなるように分割したのに、二次相続と合わせるとかえって税額が多くなってしまふ場合があります。

遺言の作成など相続対策をお考えの方は、二次相続まで考慮が必要となる場合がありますので、ぜひ担当者までご相談ください。



### ▶ 動画のポイント

- ① 一次相続・二次相続とは
- ② 具体的な計算例
- ③ 遺産分割をする際のポイント

動画でわかる!

# 税金のはなし

山口 拓也

埼玉エリア  
シニアパートナー

辻・本郷のYouTubeチャンネルを担当  
趣味は釣りとマラソン

今月のテーマの動画はこちらから!



関連動画も公開中!

▶ 遺産分割王道パターン紹介と  
注意点その1  
『配偶者がいる』場合

▶ 今から始める!  
【遺言書作成の注意点】

辻・本郷 税理士法人  
YouTubeチャンネルの  
視聴・登録はコチラ



あ 相 気 ち  
れ 続 に よ  
こ の っ  
れ の る と

木村信夫の

## 「贈与したつもり預金」とならないために

相続税調査の時に過去の贈与関係がチェックされます。その時によくあるのが「贈与したつもり預金」が贈与ではないと否認されて相続財産と認定されてしまうケースです。そこで今回は「贈与したつもり預金」とならないための8か条を説明します。

- 第1か条** 贈与は贈与する人の「あげるよ」と、もらう人の「もらうよ」という意思の合致が必要と認識すべし。
- 第2か条** 贈与契約書を作成すべし。→あげる人ともらう人が署名捺印で完成
- 第3か条** 贈与は契約書作成日・名義変更日・引き渡した日に成立すると認識すべし。
  - 書面による贈与 →贈与契約書作成日(ただし登記・登録が必要なものはその登記等の日)
  - 贈与日が不明 →名義変更の日
  - 口約束 →財産を引き渡した日ただし、贈与契約が成立してもその履行が終了していないと贈与が否認される場合があります。
- 第4か条** 未成年者の通帳は親がその子供の新しい印鑑で作るべし。  
→親の印鑑で子供の通帳を作らない(名義預金となる可能性があるから)
- 第5か条** 未成年者の通帳は親権者である親が管理すべし。  
→祖父母がしてはいけない(親権者ではないから)
- 第6か条** 110万円を超える贈与をする場合には必ず贈与税の申告と納税をすべし。  
→贈与契約書と贈与税申告書がないと消去法でお金を貸したと認定されてしまう可能性あり(預け金の認定)
- 第7か条** 現金・定期預金証書・株式等は必ず贈与した相手方に引き渡すべし。  
→贈与された人が自由に使える状態にする。また株式の贈与後も贈与者が株の売買に関与してはいけない
- 第8か条** 贈与された定期預金・株式からの利息・配当金は本人に入金すべし。  
→利息と配当金を贈与者がもらうと元の財産を贈与していないとの認定を受ける可能性がある

相続税の対象とならないように、「贈与したつもり預金」には気を付けましょう。

えびちゃんの

#21

# 生産性向上術

電子帳簿保存法セミナー



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。

今回は、10月19日～11月30日にオンライン(Web)配信されています辻・本郷セミナー『会計ソフトベンダーに聞く! システム選定のポイント(電子帳簿保存法セミナー)』についてご報告します!



2022年1月の電子帳簿保存法改正により電子化の要件が大きく緩和される一方で、電子取引の電子保存が義務化されます。会計ソフトベンダー様には対応策やソリューションの紹介をしていただきました。



えびちゃん



相談者

今回の改正は、緩和されることが大きく取り上げられて、電子取引についてはあまり知らなかったけど、話を聞いているとかなりの業務負担になりそうね。

そうですね、今回は各会計ソフトベンダー様に電帳法改正の対応について下記内容を発表いただきました。

### その1「電子帳簿保存法の対応について」

→会計ソフトや連携するソリューションを発表いただきました。

### その2「スキャナ保存の対応」

→企業が対処しなければならない範囲を実務に沿った業務フローに合わせて、各会計ソフトベンダー様が考えるベストプラクティス(最善の方法)を発表いただきました。



えびちゃん



相談者

7月に国税庁から「電子帳簿保存法Q&A(一問一答)」が発表されてからあまり時間が経っていないけど、各会計ソフトベンダーさんはとても説明が分かりやすくしてしっかりした方向性があったわね。

参加いただいた会計ソフトベンダー様、誠にありがとうございました。

【出場企業】①応研株式会社 ②株式会社オービックビジネスコンサルタント ③株式会社DONUTS ④日本ビズアップ株式会社 ⑤ピー・シー・エー株式会社 ⑥freee株式会社 ⑦株式会社ミロク情報サービス ⑧弥生株式会社(五十音順)



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社  
DXバックオフィス事業部 海老原(えびちゃん)まで  
✉ dx-backoffice@ht-tax.or.jp



社・本郷 税理士法人

## オフィスレポート

## Vol. 22 青森事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第22回目となる今回は、青森事務所からのレポートです。



青森事務所は青森駅から徒歩約10分、国道4号線沿い青森県庁に程近いビル4階にあります。官公庁などが近く、青森市のビジネスの中心地にあります。

夏の最大イベント、ねぶた祭が事務所の窓から見ることができ、上から見るお祭りも格別です。

夏は火祭り、冬は世界有数の豪雪都市と四季がはっきりしている地域です。現在17名程(産休・育休中2名)のスタッフが在籍。Iターン・Uターンのスタッフもおります。

顧問先は、青森市内・津軽地方・下北地方・秋田県鹿角市など広域にわたっており、業務としまして

は、法人・個人顧問業務はもちろんのこと、営業の方の協力の下、相続・事業承継業務なども行っております。

事務所内の様子は、自由な雰囲気が漂い、ON/OFFがはっきりし、他愛のない会話も飛び交うなど、その都度頭と気持ちを切り替えて業務に向かうことができる、そんな事務所です。

今年は、現在のビルに移転して丸10年。これからも、周囲と協力し、個性を尊重しつつ、様々な業務に取り組んでいきます。



青森事務所 所長

三好 正晃

平成26年2月 社・本郷 税理士法人 入社。  
東京・名古屋勤務を経て、令和元年10月青森事務所所長へ就任。北東北エリアを中心に、事業承継等のコンサル業務に従事。休日は専ら、新築した家で、子供が散らかしたおもちゃの片付けに勤しんでいる。

## あなたの考える青森の魅力とは？

## 『四季豊かな青森』

青森市は県庁所在地で、県のほぼ中央に位置し、平成17年4月に浪岡町と合併し、現在の青森市ができました。美しい自然に囲まれ、四季折々の豊かな食材にも恵まれています。

2年連続中止となってしまった東北三大祭りの代表ねぶた祭り、今年はなんとと言っても、世界文化遺産登録の三内丸山遺跡・小牧野遺跡など誇れるものがたくさんあります。ぜひ機会があれば訪問し、青森の文化・歴史に触れてみてください。

## STAFF RECOMMEND



感染症予防対策を行っております。  
毎週月曜日、すてきなお花が届きます。(鹿内)



特別史跡 三内丸山遺跡。世界文化遺産登録決定！大型掘立柱建物(復元)など見所がいっぱい！(西村)



長〜い冬が終わり、訪れた春。残雪の岩木山と弘前城の桜のコラボです。(鹿内)



事務所のすぐ隣「廣田神社」。幸せと街の繁栄を祈る金魚ねぶた献灯祭の様子です。(西村)



青森駅前に人工海浜「あおり駅前ビーチ」完成。写真の後方は、80年間青森と函館を結んだ青函連絡船「八甲田丸」(西村)



1日1個のりんごで医者いらず!! 収穫最盛期です。(盛)



辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp)  
 ※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)

**【安積塾】** 参加費: ¥5,000  
**令和3年度改正(大企業向け法人税関係)**

【視聴可能期間】2021年11月4日(木)11:30  
 ~11月10日(水)17:00(講演時間 約90分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人  
 審理室 室長 税理士 安積 健

**本から学ぶ 移転価格税制セミナー** 参加費: ¥3,000  
**【第一部】制度のおさらいと近年の変化 【第二部】よくあるご質問(例示と解説)**

【視聴可能期間】2021年11月11日(木)11:30  
 ~11月17日(水)17:00(講演時間 約90分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人 法人ソリューショングループ  
 顧問 税理士 池田 義典

**辻・本郷 遺言セミナー** 参加費無料  
**【第一回】遺言の基本編 ~おさえておきたいこと!~**

【視聴可能期間】2021年11月25日(木)11:30  
 ~2022年1月11日(火)17:00(講演時間 約30分)

◎講師:一般財団法人 辻・本郷 財産管理機構  
 常務理事 堀口 邦彦  
 辻・本郷 税理士法人 相続・資産承継部  
 シニアコンサルタント 税理士 井口 麻里子

**【相続セミナー】** 参加費: ¥3,000  
**事例から見る総則6項**

【視聴可能期間】2021年11月9日(火)11:30  
 ~11月15日(月)17:00(講演時間 約30分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人  
 神田事務所 相続センター長 税理士 島田 亮子  
 池袋事務所 相続センター長 税理士 宮崎 勝也

**電子帳簿保存法セミナー** 参加費無料  
**【第三回】聞いて納得! 国税はここを見る**

【視聴可能期間】2021年11月16日(火)11:30  
 ~11月30日(火)17:00(講演時間 約50分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人  
 DX事業推進室 税理士 菊池 典明  
 特別顧問 猪野 茂

**司法書士と税理士のギモン解決!** 参加費: ¥5,000  
**よくある民事信託の質問**

【視聴可能期間】2021年11月30日(火)11:30  
 ~12月6日(月)17:00(講演時間 約60分)

◎講師:司法書士法人トリニティグループ  
 代表役員 司法書士 磨 和寛  
 辻・本郷 税理士法人 相続・資産承継部  
 シニアパートナー 税理士 鈴木 淳

**相続セミナー** 参加費無料

◎各会場時間共通:セミナー 14:00~/相談会 15:00~  
 ※ご来場いただく会場セミナーとなります。

[お申し込み・お問い合わせは各事務所まで](#)

**【静岡】11月10日(水)**  
**事業承継の失敗例と成功例**

◎講師:辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 松浦 真義  
 静岡事務所 所長 税理士 村崎 一貴

◎会場:静岡商工会議所 静岡事務所会館 403号  
 ◎詳細:静岡事務所 050-3612-3344

**【新潟】11月16日(火)**  
**相続コラムを読み解く(PART1)~妻のヘソクリ預金等~(座談会)**

◎講師:辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也

◎会場:新潟日報メディアシップ ナレッジルームA  
 ◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

**【沖縄】11月10日(水)**  
**相続税のおたずねを巡る税務トラブル**

◎講師:辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫

◎会場:沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室  
 ◎詳細:沖縄事務所 098-941-3230

**【札幌】11月24日(水)**  
**夫が妻のために支払う介護施設入居一時金は非課税か**

◎講師:辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫

◎会場:かでの2・7 510会議室  
 ◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

**新刊書籍**



**人事制度が会社を変える 実践! 中小企業の人事改革**

著者:辻・本郷 税理士法人 HR 室 顧問 山口 忠明  
 発行:東峰書房  
 発行日:2021/9/29  
 定価:1,540円(税込)



**〈2訂版〉税理士が見つけた! 本当は怖い 医療法人設立・運営の失敗事例58**

編著:辻・本郷 税理士法人  
 発行:東峰書房  
 発行日:2021/11/3  
 定価:1,760円(税込)

**遺産相続・  
 キャプティブ保険  
 ガイド** *from Hawaii*

アメリカ・ハワイ州における国際税務や遺産相続について  
 現地在住の弁護士が具体的な事例をご紹介します。

今回のテーマ:様々な文書

**アメリカのトラスト(信託)に付随する文書について**

被相続人は、トラスト(信託)において、自身が亡くなった後、どの資産をどの受取人に相続させるのかを指定します。トラストを作成する弁護士には、上記トラストの文書に付け加え、付随する文書もいくつか作成してもらえる可能性があります。この様な付随する文書には、Pour-Over Will(包括的な遺言書)、Durable Power of Attorney(財政管理のための永続的委任状)やHealth Care Power of Attorney(医療に関する事前指示書)等があります。

**Pour-Over Will(包括的な遺言書)とは**

Pour-Over Willとは、特別な種類の遺言書であり、生前トラストに転送しそびれてしまった資産が、被相続人が亡くなった後、トラストに転送されることを指定する文書になります。トラストを作成した後、取得した資産等においては、トラストに転送し忘れてしまう場合が多々あります。Pour-Over Willは、その様な資産が、被相続人の死後、トラストに転送されることを可能にします。

**Durable Power of Attorney(財政管理のための永続的委任状)とは**

Durable Power of Attorneyとは、被相続人が判断能力を失った場合、被相続人の財政的な判断や管理を請け負ってくれる代理人を指定するための文書です。代理人が請け負える権利においては、不動産の売買、契約書等へのサイン、被相続人の税務申告書の作成処理等を含みます。

**Health Care Power of Attorney(医療に関する事前指示書)**

Health Care Power of Attorneyとは、Advance Health Care Directiveとも呼ばれており、被相続人が判断能力を失った場合、自身の医療についての判断を、代理人に委ねることを可能にする文書です。当書面において、植物状態になった場合、生命維持治療を停止する、または続けてもらう意思等を指定することも可能です。

**まとめ**

上記の付随する文書はそれぞれ大切な役割を持つため、弁護士にトラストを作成してもらう際、付随する文書も一緒に作成してもらうことをお勧めします。



本郷 友香(ほんごう ゆか)

TH弁護士法人パートナー 米国弁護士

プロベトやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

✉ [info@hongolaw.com](mailto:info@hongolaw.com) 🌐 <http://www.hongolaw.com/>

札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階  
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階  
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5  
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34  
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階  
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央ビル5階  
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16 地割31-8  
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階  
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階  
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階  
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階  
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階  
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

新潟事務所

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階  
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8  
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階  
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7  
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23 高崎タワー21 2階  
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階  
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階  
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドビルII 202号  
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3 みどりビルディング4階  
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階  
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階  
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階  
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE6階  
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階  
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階  
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階  
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所【移転】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー18階  
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階  
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7 西蒲田T・Oビル5階  
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階  
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階  
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階  
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階  
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階  
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー31階  
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階  
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階  
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0002 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階  
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階  
TEL.050-3612-3340

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階  
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階  
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島2-19-12 スカイビル24階  
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階  
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階  
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階  
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4  
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階  
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

岐阜事務所

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1 フロンティア丸杉ビル5階  
TEL.050-3612-3352

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワート静岡ビル13階  
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階  
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階  
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階  
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市九の城町7-7  
TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町79番地  
ヤサカ四条烏丸ビル6階  
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階  
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階  
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階  
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階  
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階  
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階  
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13 TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5446

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階  
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階  
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル)  
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階  
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階  
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

